

入院中で退院日が決定し改修工事を急がれる方（入院コース）

神戸市住宅改修助成事業をご希望される方で、介護保険の認定を受けている方、もしくは介護保険の認定申請を終えている方については、入院中であっても退院日が決定しており改修工事を急がれる方について下記のような受付（入院コース）も行っておりますので、内容を確認の上お申し込みください。

※生活保護受給者と身体障害者手帳保持のみの方は対象外です。

- ◆リフト及び階段昇降機、レンタル対象外の段差解消機の本体費用など、施工内容によっては、通常コースでの申請となります。
また、現地確認の上、対象外となる工事もあります。
- ◆通常コースと違い、対象者が退院されてから完了書類を提出していただきます。
- ◆対象者が退院されなかった場合は、助成金が支払われません。

○申請書の提出（本人・家族）

以下の書類を、提出してください。

提出先：お住まいの地域のあんしんすこやかセンター

- ①住宅改修助成事業申請書
- ②住宅改修助成事業申込に関する調査票
- ③要支援・要介護認定結果がわかるもの（被保険者証等）
- ④世帯全員の「住民票」（同居人全て）
- ⑤世帯全員分の「市民税・県民税所得証明書」

※住民税が課税されている世帯は、以下の書類も提出してください。

追加で所得関係書類の提出をお願いすることもあります。

- ・確定申告されている方は、「確定申告書の控」（コピー） または 「納税証明書」
- ・給与収入がある方は、給与の「源泉徴収票」（コピー可）
- ・公的年金がある方は、公的年金の「源泉徴収票」（コピー可）

⑥誓約書兼同意書

⑦必要な申請書類のチェックリスト

※申請書と同時に提出してください。

○見積書ほか（施工業者が作成）

以下の書類を、提出してください。

提出先：（財）神戸在宅医療・介護推進財団

〒651-1102 神戸市北区しあわせの村1番18号

TEL：078-743-8323、FAX：078-743-8326

- ①住宅現況図（段差数値記載のわかりやすい図）
- ②住宅改造計画図（対象者・家族が、施工業者、ケアマネージャー・病院関係者等、対象者の身体状況を把握している方と計画したもの）
- ③神戸市所定の見積書（ホームページからダウンロードできます。）
- ④現況写真

※初めて提出される施工業者の場合は、提出前に（財）神戸在宅医療・介護推進財団で、見積書の書き方等の説明を受ける必要がありますので、上記までお問い合わせください。

※住宅助成の受付日は、上記の申請書（①～⑦）、見積書（①～④）が全て（財）神戸在宅医療・介護推進財団に届いた日になります。全て揃わないと受付受理できませんのでご了承ください。

○訪問（財）神戸在宅医療・介護推進財団

（財）神戸在宅医療・介護推進財団より住まいの改良相談員がお伺いし、対象者の身体状況と自宅の現在の状況、及び住宅改造計画を確認します。

※本人（一時帰宅必要）・家族、ケアマネージャー、施工業者は、同席してください。

○助成事業決定通知書（神戸市）

訪問の結果、助成対象となる工事内容、及び工事に必要な経費のうち、市が助成する予定額についてお知らせします（住まいの改良相談員から電話が入ります）。

※申請書類に不備がなく速やかに訪問できた場合で、申請から決定まで2～3週間かかります。

※当初に提出されている工事内容に変更があった場合は、変更連絡票と新たな図面と見積書を提出してください。変更内容が対象とならない場合もあります。

※要支援・要介護の認定申請中で手続きをしている場合、要支援・要介護認定があった後、助成決定を行います（認定後の介護保険証のコピーが必要）。

介護保険住宅改修の手続き

○介護保険住宅改修の事前申請（本人（被保険者））

介護保険住宅改修の事前申請を各区・支所介護医療係で行ってください。

○工事着工（施工業者）

申請者宅に介護保険の承認通知書が送付されたことを確認してから、助成対象工事を着工してください。

○工事完了届（施工業者）

工事完了後、「工事完了届」等必要書類を（財）神戸在宅医療・介護推進財団に提出してください。

○工事完了確認（（財）神戸在宅医療・介護推進財団）

施工業者からの完了書類の提出を受け、住まいの改良相談員が、写真確認により工事の完了を確認します。

○助成金交付決定通知（神戸市）

市が助成金額を決定し、申込者と施工業者の両方に「神戸市住宅改修助成事業助成金交付決定通知兼計算内訳書」を送付します。

○助成金支払（神戸市）

神戸市から施工業者に助成金を振り込みます。

申請者は、自己負担金のみ施工業者に支払ってください。

介護保険対象分は、介護保険対象工事費の10割をいったん施工業者にお支払いいただき、実績報告を確認後、介護保険対象工事費の9割（上限18万円）（※一定所得以上の方は8割（上限16万円）または7割（上限14万円））が保険給付として償還されます。

○介護保険住宅改修の実績報告（施工業者）

介護保険住宅改修の実績報告書等の関係書類を、各区・支所介護医療係に提出してください。

※万一、申請者が助成金相当額を含めた工事代金を施工業者に支払い、後に精算をめぐりトラブルが生じて、神戸市は一切関与しませんので、ご了承ください。